○法務省告示第四十四号

司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第二項第一号及び第三項並びに司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）第九条の規定に基づき、司法書士法第三条第二項第一号の研修として次の研修を指定する。

令和八年五月十五日

法務大臣　平口　洋

一　実施法人　日本司法書士会連合会
二　名　称　第二十五回司法書士特別研修
三　期　間　令和八年五月二十日から同年六月二十八日まで
四　内　容　基本講義、グループ研修、ゼミナール、実務研修、模擬裁判及び総合講義

○外務省告示第百七十九号

令和八年二月十二日にプノンペンで、カンボジア王国における国境紛争の影響を受けた地域における生活再建及び栄養強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　国境紛争の影響を受けた地域における生活再建及び栄養強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億二千百万円
3　署名者
日　本　側　植野篤志在カンボジア大使
世界食糧計画側　パク・キョンナン在カンボジア事務所代表兼所長

令和八年五月十五日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百八十号

令和八年二月九日にビエンチャンで、カンボジア王国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国におけるメコン河下流域における水質管理強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が日本国政府とメコン河委員会との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　メコン河下流域における水質管理強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億二千四百万円
3　署名者
日　本　側　小泉勉在ラオス大使
国際連合開発計画側　ブサディー・サンティピタクス事務局長

令和八年五月十五日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百八十一号

令和八年三月十九日にプノンペンで、タクマウ上水道拡張計画のための贈与に関する令和二年三月二十四日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「三十五億六千八百万円」に改める。
2　署名者
日　本　側　植野篤志在カンボジア大使
カンボジア側　ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

令和八年五月十五日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百八十二号

令和七年十二月十二日にビシュケクで、電力システム運用・保守能力強化研修施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。

この交換公文は、令和八年三月二十六日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　電力システム運用・保守能力強化研修施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十五億三千五百万円
3　贈与の供与期限　令和十二年五月三十一日
4　署名者
日　本　側　平野隆一在キルギス大使
キルギス側　アルマズ・バケタエフ財務大臣

令和八年五月十五日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百八十三号

令和七年十二月十二日にビシュケクで、カスピ海ルートとの連結性向上のためのビシュケク－オシュ道路ナリン川橋梁（りょう）架け替え計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。

この交換公文は、令和八年三月二十六日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　カスピ海ルートとの連結性向上のためのビシュケク－オシュ道路ナリン川橋梁（りょう）架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　三十一億九千万円
3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　平野隆一在キルギス大使
キルギス側　アルマズ・バケタエフ財務大臣

令和八年五月十五日

外務大臣　茂木　敏充

○国土交通省告示第六百十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条第三項の規定により、次の機関を登録講習機関として登録したので、同法第十七条の十八第一号の規定により公示する。

令和八年五月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録年月日　令和八年五月十一日
二　登録番号　（一）第〇三九号
三　登録講習機関の氏名又は名称　クオリティオフィス株式会社
四　住所　福岡県福岡市早良区次郎丸二丁目三十一番十六号　ファーストプレイスＣ２０４
五　講習業務を行う主たる事務所の所在地　福岡県福岡市早良区次郎丸二丁目三十一番十六号　ファーストプレイスＣ２０４
六　法人である場合の代表者の氏名　小島　修

○国土交通省告示第六百十九号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の十六第一号の規定により、次の機関の行う講習を登録実務講習として登録したので、同規則第十三条の三十二第一号の規定により公示する。

令和八年五月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録年月日　令和八年五月十一日
二　登録番号　（一）第三十三号
三　登録実務講習実施機関の名称　クオリティオフィス株式会社
四　住所　福岡県福岡市早良区次郎丸二丁目三十一番十六号　ファーストプレイスＣ２０４
五　代表者の氏名　小島　修
六　登録実務講習を行う事務所の名称　クオリティオフィス株式会社
七　登録実務講習を行う事務所の所在地　福岡県福岡市早良区次郎丸二丁目三十一番十六号　ファーストプレイスＣ２０４
八　登録実務講習事務の開始年月日　令和八年五月十六日

○国土交通省告示第六百二十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の十の規定により講習業務を廃止する届出があったので、同法第十七条の十八第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年五月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　業務を廃止する登録講習機関の名称　クオリティオフィス
二　業務を廃止する者の登録番号　（二）第〇三四号
三　業務を廃止する者の住所　福岡県福岡市早良区次郎丸２丁目９番２２－２０１号
四　廃止する業務の範囲　登録講習事務の全部
五　業務を廃止する年月日　令和八年五月十一日

○国土交通省告示第六百二十一号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十四の規定により登録実務講習事務を廃止する届出があったので、同規則第十三条の三十二第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年五月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　事務を廃止する登録実務講習機関の名称　クオリティオフィス
二　事務を廃止する者の登録番号　（二）第二十七号
三　事務を廃止する者の住所　福岡県福岡市早良区次郎丸２丁目９番２２－２０１号
四　廃止する業務の範囲　登録実務講習事務の全部
五　事務を廃止する年月日　令和八年五月十一日

○最高裁判所告示第六号

民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則第一条第一項第五号に規定する最高裁判所が定める事項、同条第二項に規定する最高裁判所が定める方法及び同規則第二条第一項に規定する最高裁判所が定める者を定める件（令和八年最高裁判所告示第一号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和八年五月十五日

最高裁判所

第二条に次の一号を加える。

五　規則第一条第一項の規定による届出を行う者が法人共通認証基盤（法人その他の者の申請等が当該者に係るものであることを認証するための情報システムであって、デジタル庁が整備及び管理を一元的に行うものをいう。以下同じ。）の利用における識別符号（ＧビズＩＤプライムに係るものに限る。以下同じ。）の付与を受けている場合にあっては、同項の電子情報処理組織を通じて当該識別符号及び暗証符号により法人共通認証基盤の認証を受ける方法

第三条中「弁理士」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一　弁理士
二　弁理士